

## 市町村海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領

### 第1 目的

本要領は、市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）第2第3項の規定に基づき、同第1項の事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 第2 事業の実施方法等

#### (1) 対象事業の要件

市町村等（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う交付要綱別表の第2欄に掲げる事業であること。各事業における補助対象経費及び県の補助率は交付要綱別表の第4欄及び第5欄のとおり。当該事業は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に基づく地域計画（以下「地域計画」という。）を作成している（事業実施後速やかに作成する場合を含む。）都道府県及びその管下の市町村において実施できるものとする。なお、海洋ごみ（海岸漂着物処理推進法第2条第3項に規定される「海岸漂着物等」をいう。ただし、水底土砂は除く。以下同じ。）の回収・処理に係る事業のうち海岸漂着物等の回収・処理に係る事業については、原則として海岸漂着物処理推進法第14条第2項に規定する海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において効率的に実施するものとし、事業を行う地域の選定にあたっては、その地域の利活用状況や、海岸漂着物等の量を踏まえて決定する。また、海洋ごみの発生抑制対策に係る事業の補助対象経費は、補助対象経費の総額の1割以上となるよう努めるとともに、交付要綱別表の第3欄の海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発の事業については、発生抑制の効果が見えるよう定量的な効果検証を行うものとする。

#### (2) 事業に適用する補助率

各事業に適用する補助率については、以下のとおりとする。

- ① 事業主体の区域内で事業を行う場合であって、事業を行う地域区分（同一の補助率が適用される地理的範囲。以下同じ）ごとの事業費が明らか（区分経理又はその他合理的な方法により明確に区分できる場合をいう。）となる場合は、それぞれの地域区分ごとの補助率を適用する。
- ② 事業主体の区域内で事業を行う場合であって、事業を行う地域区分ごとの事業費が明らかとならない場合は、事業を行う地域に適用される補助率の中で最も低い補助率を適用する。
- ③ 事業主体の区域外で事業を行う場合は、事業主体に適用される最も低い補助率を適用する。

### 第3 事業報告書の作成及び提出

市町村等は、当該年度において実施した市町村海岸漂着物等地域対策推進事業の個別・具体的な内容を記載した事業報告書を、別紙様式1から8により、宮城県環境生活部長に対し、当該年度の翌年度の4月末までに提出すること。

### 第4 その他

宮城県環境生活部循環型社会推進課長（以下「循環型社会推進課長」という。）は、第2（1）に定める事項を考慮のうえ、補助金の交付に係る事務を行うものとする。また、この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、循環型社会推進課長が定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。